平成２３年（フ）第１２０号
栃木県小山市城北４丁目36番地12　コーポラス城北105号室、従前の住所栃木県小山市東城南２丁目40番地11　プルミエールサンコウ501号
債務者　大久保輝男
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１２３号
栃木県栃木市大平町富田1893番地１　猿山アパート
債務者　藤井のぶ子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１０８９号
東京都西東京市田無町５－５－５恭和ハイツ102、住民票上の住所埼玉県所沢市寿町７番３号
債務者　宮崎　高明
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２０４号
東京都昭島市宮沢町２丁目11番13号サマックスナガキドＣ棟203号
債務者　本橋　吉重
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０６号
栃木県小山市駅南町１丁目12番32号　カーサガレリアⅡ―441号
債務者　遠藤　輝昇
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１０８号
栃木県小山市城東３丁目18番５号　市営住宅Ａ―714
債務者　阿相　正裕
1　決定年月日時　平成23年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２００号
北海道帯広市西21条南４丁目23番地、住民票上の住所北海道北斗市当別１丁目５番17号
債務者　上田　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
北海道帯広市緑ケ丘三条通５丁目４番地
債務者　宮崎　京子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７１８号
茨城県小美玉市羽鳥1997番地２
破産者　有限会社ガレージ大槻
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３３８号
埼玉県飯能市緑町16番地７号
破産者　有限会社ファインオート
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７３４号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町52―１―325
破産者　石市こと　石渡　譽浩
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４３７号
東京都文京区関口２丁目７－４―104
破産者　久津　　豪
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６３号
東京都福生市東町６番地６グランドメゾン福生302号室
破産者　北澤　洋一
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３２５号
愛知県春日井市鳥居松町４丁目172番地、商業登記簿上の本店所在地愛知県春日井市鳥居松町４丁目146番地の１
破産者　有限会社南設計
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０６４号
京都市伏見区中島外山町43番地
破産者　有限会社丸山酒店
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１７８号
大阪市中央区東心斎橋１丁目17番28号
破産者　株式会社エヌアイエス
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４０３号
兵庫県三田市川除179番１
破産者　中央道路施設株式会社
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１１号
岡山市北区高柳西町７番７号
破産者　株式会社岡山住宅建工社
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部